

広島県大気汚染緊急時措置要領細則

(連絡体制等)

第1条 広島県大気汚染緊急時措置要領（昭和63年4月1日施行。以下「措置要領」という。）

第3条第2項に定める発令地区に係る厚生環境事務所（または支所）等（以下「管轄厚生環境事務所等」という。）は、第8条の規定に基づく発令又は解除の通報並びに第9条の規定に基づく緊急時の措置を行う場合の厚生環境事務所等内部の連絡体制をあらかじめ構築しておくものとする。

- 2 管轄厚生環境事務所等は、発令地区に係る市町においても、連絡対応体制をあらかじめ構築し、かつ機能するよう指導するものとする。
- 3 大気汚染防止法第31条の規定に基づく政令市に対しても、機能的な連絡対応体制を構築するよう協力を求めるものとする。

(軽微な変更)

第2条 措置要領第5条第2項ただし書に定めるオキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書に係る軽微な変更等とは、次に掲げる事項とする。

(1) オキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書において、削減を行うこととしているばい煙発生施設（以下「排出ガス量等削減対象ばい煙発生施設」という。）以外のばい煙発生施設について設置（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の改正により、既存の施設が新たにばい煙発生施設の適用を受ける場合を含む。以下同じ。）、休止、廃止あるいは構造等の変更を行う場合であって、排出ガス量等削減対象ばい煙発生施設における排出ガス量等の削減により、工場・事業場全体の排出ガス量等の削減割合を20%または40%以上確保できるとき。

(2) 工場・事業場全体の排出ガス量等の削減割合を20%又は40%以上確保できる場合であって、休止している施設の短期間の稼働又は稼働している施設の短期間の休止を行うとき。ただし、オキシダント等が高濃度になるおそれのあるときは、休止している施設の稼働を控えること。

- 2 措置要領第5条第4項ただし書に定める緊急時におけるばい煙量減少計画届出書に係る軽微な変更等とは、次に掲げる事項とする。

(1) 緊急時におけるばい煙量減少計画届出書において、削減を行うこととしているばい煙発生施設又はばい煙関係特定施設（以下「ばい煙量削減対象ばい煙発生施設」という。）以外のばい煙発生施設等について設置、休止、廃止あるいは構造等の変更を行う場合であって、ばい煙量削減対象ばい煙発生施設におけるばい煙量の削減により工場・事業場全体のばい煙量の削減割合を、10%、20%、35%、50%又は80%以上確保できるとき。

(2) 工場・事業場全体のばい煙量の削減割合を10%、20%、35%、50%又は80%以上確保できる場合であって、休止している施設の短縮期間の稼働又は稼働している施設の短期間の休止を行うとき。ただし、硫酸化物が高濃度になるおそれがある場合は、休止してい

る施設の稼働を控えること。

- 3 第1項第2号及び第2項第2号に係る変更を行った場合、当該ばい煙排出者は広島県環境保全課に通知するものとする。

附則

- 1 この細則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行前に、第1条第1項に規定する連絡対応体制を明確化している管轄保健所等については、この細則に基づき構築したものとみなす。

附則

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。